永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、永平寺町農林課所管補助金等交付要綱（令和2年4月1日告示第62号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　高性能林業機械等を導入することで、より効率的な施業が可能となるほか、導入を促進させることによる林業事業体の施業技術の育成につなげることを目的とする。

（事業主体)

第３条　事業主体は、永平寺町内に在住又は事業所若しくは営業所を有する林業経営体とする。

（補助対象物件）

第４条　補助の対象となるのは、効率的な作業システムの定着促進を図るため、事業主体が民間のレンタル会社又はリース会社から借り受ける高性能林業機械とする。

ただし、レンタル・リースにより借り受ける機械等（以下「レンタル・リース物件」という。）及びレンタル・リース契約は以下の条件をすべて満たすこととする。

（１）レンタル・リース物件の借り受けから返却及び賃借料の支払いが申請年度の３月３１日までに完了すること。

　　　　（２）レンタル・リース物件は、リース契約等により機械等を使用させる事業を兼業又は専業として営む者（以下「リース会社」という。）が、該当物件の製造又は販売業者等から購入したものであって、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）等の関係法令に基づき必要な設備を備えたものであること。

　　　　（３）レンタル・リース期間が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定める法定耐用年数の７０％以上（１年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。

　　　　（４）レンタル・リース料の水準その他レンタル・リース条件が妥当なものであり、上記（１）のレンタル・リース期間満了後のレンタル・リース物件は、再レンタル・リース又はレンタル・リース会社への返還若しくは廃棄されるものであること

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業主体が民間のレンタル・リース会社から永平寺町内で実施する国・県・市町村等公的機関が行う補助事業又は直営事業（下請け含む）での間伐及び森林法等の法律に基づき伐採に伴う素材の伐倒・造材・搬出・積込等に使用する高性能林業機械を借り受けることに要する経費とする。ただし、レンタル・リース料にあっては、補助対象期間中に稼働した日数分のみを補助対象とし、機械運搬費については、レンタル・リース開始時及び終了時の運搬経費のみを対象とする。

２　レンタル・リース物件が次のいずれかに該当すること。

（別表第５）レンタル・リース物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１） | ハーベスタ | （11） | 集材機 |
| （２） | プロセッサ | （12） | グラップル付きトラック |
| （３） | スキッダ | （13） | グラップルソー（アタッチメントのみ） |
| （４） | フォワータ | （14） | グラップル（アタッチメントのみ） |
| （５） | グラップルローダ | （15） | ハーベスタ（アタッチメントのみ） |
| （６） | スイングヤーダ | （16） | プロセッサ（アタッチメントのみ） |
| （７） | タワーヤーダ | （17） | スイングヤーダ（アタッチメントのみ） |
| （８） | フェラーバンチャ | （18） | ザウルスロボ（アタッチメントのみ） |
| （９） | グラップル（ベースマシンを含むもの） | （19） | フェラーバンチャ（アタッチメントのみ） |
| （10） | 自走式搬器 | （20） | その他の高性能林業機械 |

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内において第３条に掲げる者が負担したレンタル・リース料（基本料金、機械運搬費、補償料を含む。）の２分の１以内の額とする。補助限度額は１契約あたり２５０，０００円を上限とし、第３条に掲げる者は、同一年度内での補助限度額は、５００，０００円とする。

２　補助対象となる契約期間は同一年度内で、１契約の補助対象契約期間は日単位かつ６カ月を上限とする。

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を実施する期間は対象外とする。

（１）国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業

（２）国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業

４　補助金の額の算出は、施業実施年度に使用するレンタル・リース物件ごとにレンタル・リース料が月額なら３１で割ったもの（小数点以下切捨て）、日額ならその金額にその機械の稼働日数を乗じて得た額の２分の１と、そのレンタル・リース物件の機械運搬費の総額の２分の１を計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者は、永平寺町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第３条第１項の規定により、永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 実施計画書（様式第１－１号）

（２） 収支予算書（様式第１－２号）

（３） 補助金算出根拠表（計画）

（４） レンタル・リース契約書の写し（ただし、レンタル・リース契約が未締結である場合はレンタル・リース会社２社以上の見積書）

（５） リース料の明細が確認できる書類

（６） その他町長が必要と認める書類

３　第１項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

　　※申請者が課税事業者である場合は、レンタル・リース料金の税抜き金額が対象経費

　　※申請者が免税事業者である場合は、レンタル・リース料金の税込み金額が対象経費

　　※課税・免税が明らかでない場合には、税込み金額を対象経費とし、補助金交付後に課税事業者になった場合には、消費税分に相当する補助金を返還することとする。

　　　（第12条第4項のとおり）

（交付決定）

第８条　町長は、規則第４条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、町長に永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業変更承認申請書（様式第５号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第４号）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　町長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）事業を中止し、又は廃止したとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、町長が特にその必要があると認めたとき。

（補助事業の取り下げ）

第11条　交付決定の後、補助事業者は、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金取下承認申請書（様式第５号）を提出し、承認を受けなければならない。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）事業を中止し、又は廃止したとき。

（４）レンタル・リース契約を解約・解除したとき。

（５）レンタル・リース物件が消滅、消失したとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が特にその必要があると認めたとき。

２　町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第６号）を承認の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１１条の規定により、速やかに永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業実績報告書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業実績書（様式第７－１号）

（２）収支決算書（様式第７－２号）

（３）

（３）補助対象機械の稼働が分かる写真

（４）素材生産量が分かる資料（伝票等）（レンタル・リースの期間）

（５）稼働日数が分かる資料（日報等）（レンタル・リースの期間）

（６）領収書の写し等（支払いが確認できる書類）

（７）その他町長が必要と認める書類

３　補助事業者は、第８条第３項のただし書の規定により交付の申請を行い、第１項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第１号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　町長は、前条第１項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第１２条の規定により、交付する補助金の額を確定し、永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金額確定通知書（様式第８号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条の規定により、永平寺町高性能林業機械レンタル・リース事業補助金交付請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

２　補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第１４条第２項の規定により、町長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

（関係図書の保存）

第15条　補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から５年間保管しなければならない。

（その他）

第16条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要領は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。